

田原市観光事業者等 提案事業補助金

㊦1002114

対象…市内在住または事業所がある個人および事業者が3名以上で組織する団体 **対象事業**…観光誘客やシティーセールス促進のための催事、観光客の利便向上や観光に関する人材育成のための調査、研究および研修など **募集期限**…5月31日(木) **採択決定**…6月中旬 **事業開始**…補助金交付決定後事業着手

▼商工観光課

☎233522 FAX223817

国民健康保険への届け出をお忘れなく

㊦10001156

国民健康保険から新しい保険に変わった方

就職や結婚などにより、本市の国民健康保険から新しい保険に変わった方は、国民健康保険の喪失の届け出が必要です。**持ち物**…①国民健康保険の保険証②新しい保険証③個人番号が分かるもの(いずれも喪失する方全員のもの)④認め

印(世帯主以外が届け出を行う場合)⑤本人確認ができるもの(運転免許証など)

離職などにより現在の健康保険にも加入されていない方

国民健康保険への加入が必要です。**持ち物**…①健康保険の資格を喪失した証明または退職日が分かる書類②個人番号が分かるもの③認め印(世帯主以外が届け出を行う場合)④本人確認ができるもの(運転免許証など)

▼保険年金課

☎232149 FAX230180

国民年金の手続きには個人番号が必要です

㊦1000836

国民年金第1号取得や国民年金保険料の免除・猶予、老齢基礎年金の請求時に個人番号(マイナンバー)が必要です。個人番号の分かるものをお持ちいただき、各種手続きをお願いします。

対象…国民年金第1号取得や国民年金保険料の免除・猶予、老齢基礎年金の請求などをされる方 **持ち物**…個人番号の分かるもの、年金手帳、印鑑など **申込**…直接または年金事務所にて

れる方 **持ち物**…個人番号の分かるもの、年金手帳、印鑑など **申込**…直接または年金事務所にて

▼保険年金課
☎232149 FAX230180

税

固定資産税 課税明細書の送付

㊦10002766

5月中旬に固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送しますのでご確認ください。

▼税務課

☎233510 FAX230180

軽自動車税の減免制度

㊦1000782

対象…①一定の障害のある方が運転する場合②一定の障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③一定の障害のある方のみの方のため、常時介護者が運転する場合 **申請場所**…税務課、市民生活課(渥美支所)、赤羽根市民センター **申請期限**…5月31日(木)

▼税務課

☎233510 FAX230180

自動車税・軽自動車税の納税は5月31日(木)まで

対象の方へ5月中旬までに納税通知書を送付します。5月31日(木)までに納税通知書に記載してある金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。
※口座振替登録者は指定口座から引き落とし

▼東三河県税事務所
(0532)356130

▼税務課

☎233510 FAX230180

国民健康保険料

㊦1003546

仮徴収分の納税通知書の送付
仮徴収分の税額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額を納めていただきます。各納期の税額は表のとおりです。

普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。4月1日以降に国民健康保険

に加入された場合は、第3期(8月)に納税通知書を送付します。

特別徴収の方

4月・6月・8月期分の特
別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。

年税額の通知

年税額は7月に算定(本算定)し、8月に通知します。
※納付は便利な口座振替をご利用ください。

▼保険年金課

☎232149 FAX230180

普通徴収	納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
	算定期	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月	
算定期	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額							
特別徴収	納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期			
	算定期	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額					